

大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるものほか、大阪市子ども安全安心対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、障害児安全安心対策事業実施要綱（令和6年3月29日付けこ支障第73号こども家庭庁支援局長通知「障害児安全安心対策事業の実施について」（別紙））に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則の規定によるほか、本交付要綱の定めるところにより、障がい児通所支援事業所が、子どもの安全を守るために万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るため、次の各号に掲げる支援を行うことを目的とする。

- (1) ICTを活用した子どもの見守り支援
- (2) 登降園管理システム支援

(対象事業者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 児童福祉法に基づく児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）を運営する者であり、事業所の所在地が大阪市内にあること。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1第1欄の事業ごとに、同表第4欄に定める対象経費（以下「対象経費」という。）とし、第6条第1項による交付決定後に導入を完了し、事業開始日の属する年度の3月末までに支払いを完了したものに係る経費に限る。

- 2 市長は、予算の範囲内で、対象事業所ごとに、別表1第1欄の①から②に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額と同表第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額に同表第5欄に定める補助率を乗じた額を限度として補助することができる。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、本市が定める期間に、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 第2条各号に掲げる支援に係る経費等の内訳等内容がわかる見積書又は領収書等の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った

者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市子ども安全安心対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第3項の必要な条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を本市に納付させることができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助金の請求及び交付については、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の定めるところによるものとする。

（交付の時期等）

第10条 市長は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の完了後、第16条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市子ども安全安心対策事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市子ども安全安心対策事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更は、補助事業の目的及び事業計画の変更を伴わない軽微な内容の変更に限ることとする。
- 3 市長は、第1項による申請があったとき、補助事業変更が適当と認める場合は、大阪市子ども安全安心対策事業変更承認決定通知書（様式第7号）により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市子ども安全安心対策事業中止・廃止承認決定通知書（様式第8号）により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。
- 4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市子ども安全安心対策事業変更不承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生

じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市子ども安全安心対策事業補助金事情変更による交付決定取消し・変更通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第5条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市子ども安全安心対策事業補助金実績報告書(様式第11号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 第2条各号に掲げる支援に係る経費等の支出内容等がわかる領収書等の写し。ただし、第5条に定める申請書提出の際に同一の領収書等を添付している場合はこの限りではない。
 - (4) 別表2第2欄において別に定めるもの
 - (5) その他市長が認める書類

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市子ども安全安心対策事業補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第17条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第16条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第19条 補助事業者が、補助金の交付後に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により、この補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第14号)により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であ

って、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対して当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月18日から施行し、令和4年9月5日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存在する「大阪市こどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱」の様式による用紙は、この規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。
- 3 この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

(別表 1)

1 補助事業	2 対象事業所	3 補助基準額	4 対象経費及び要件	5 補助率
①ICTを活用した子どもの見守り支援	児童発達支援センター 児童発達支援事業所	200,000 円 (事業所あたり)	事業所が、児童の安全の確保を目的として、ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるもの ●装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用であること。	4/5
②登降園管理システム支援	児童発達支援センター 児童発達支援事業所	端末購入を行わない場合 200,000 円 (事業所あたり)	事業所が、児童の安全の確保を目的として登園管理システム支援事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるもの ●装置・機器の導入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用であること。	4/5
		併せて端末購入を行う場合 700,000 円 (事業所あたり)		

- ア ①の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象外とする。
イ ①の事業について、対象となる機器については、G P SやB L E (※4)により子どもの位置情報を管理するなど、事業所外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

※4 Bluetooth Low Energy

(別表 2)

1 補助事業	2 実績報告書添付資料
①ICTを活用した子どもの見守り支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守りに資する機器の購入額が分かる領収書及び金額の内訳が分かるもの（明細書等）、納品書 ・購入した機器が、子どもの見守りに資することができる（製品説明書、仕様書等）
②登降園管理システム支援事業	端末購入を行わない場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園管理システムの購入額が分かる領収書及び金額の内訳が分かるもの（明細書等）、納品書 ・登降園管理システム（製品説明書、仕様書等）
③ICTを活用した子どもの見守り支援事業	併せて端末購入を行う場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機器及び登降園管理システムそれぞれの購入額が分かる領収書及び金額の内訳が分かるものの（明細書等）、納品書 ・登降園管理システム（製品説明書、仕様書等）

〔様式第1号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 名
法人代表者
職 ・ 氏 名

大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額（合計） 金_____円

2 事業所の名称、所在地及びサービスの種別

事 業 所 名

事 業 所 所 在 地

サ ー ビ ス 種 別 児童発達支援センター・児童発達支援

3 申請額の内訳

(1) ICT を活用した子どもの見守り支援事業 金_____円

(2) 登降園管理システム支援事業 金_____円

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請する経費等の内訳等がわかる見積書又は領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

〔様式第2号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標題の補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第11条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) 事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を本市に納付させることができる。
- (7) 市長は、申請者が補助事業を遂行することができないことにより、当該年度以前に補助事業が一部完了し補助金が交付済みのものも含め、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規

定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (10) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、本市契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

3 その他

- (1) 規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第3号〕

大 福祉 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、標題の補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第6条第2項により通知します。

記

(交付しない理由)

〔様式第4号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地

法 人 所 名

法 人 代 表 者

大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて通知のありました
標題の補助金の交付決定については、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交
付要綱第8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

1　補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2　取下げの理由

〔様式第5号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 所 名
法 人 代 表 者
職 ・ 氏 名

大阪市子ども安全安心対策事業補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

〔様式第6号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 所 名
法 人 代 表 者
職 ・ 氏 名

大阪市子ども安全安心対策事業補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

〔様式第7号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け申請のあった大阪市子ども安全安心対策事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

(承認した内容)

〔様式第8号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市子ども安全安心対策事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

〔様式第9号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市子ども安全安心対策事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第 11 条4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

〔様式第10号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金事情変更による
交付決定取消し・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました補助金については、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第 11 号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 所 名
法 人 代 表 者
職 ・ 氏 名

大阪市子ども安全安心対策事業補助金実績報告書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおりその実績を報告します。

1 補助金の予定額 金_____円

2 事業所の名称、所在地及びサービスの種別

事 業 所 名

事 業 所 所 在 地

サ ー ビ ス 種 別 児童発達支援センター・児童発達支援

3 補助金の予定額の内訳

(1) ICT を活用した子どもの見守り支援事業 金_____円

(2) 登降園管理システム支援事業 金_____円

4 添付書類

(1) 事業実施報告書

(2) 子どもの安心・安全対策支援の実施に必要な経費等に係る領収書又は振込金受取書の写し(ただし、報告書提出の際に、支払いが完了していない場合は、請求書の写しとするが、支払い完了後速やかに領収書又は振込金受取書の写しを提出すること。)

(3) 経費の収支決算書又は決算見込書

(4) その他市長が認める書類

〔様式第12号〕

大 福 祉 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
標題の補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので、大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

確定金額 金 円

〔様式第13号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
補助金については、大阪市子ども安全安心対策事業補助金要綱第17条の規定により、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

〔様式第14号〕

年　月　日

大 阪 市 長 様

所 在 地

法 人 所 名

法 人 代 表 者

職 ・ 氏 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について大阪市子ども安全安心対策事業補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等)
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの。